

建築基準法第43条第2項第2号許可の手引き

制定：平成11年5月1日

改正：平成30年9月25日

小田原市都市部建築指導課

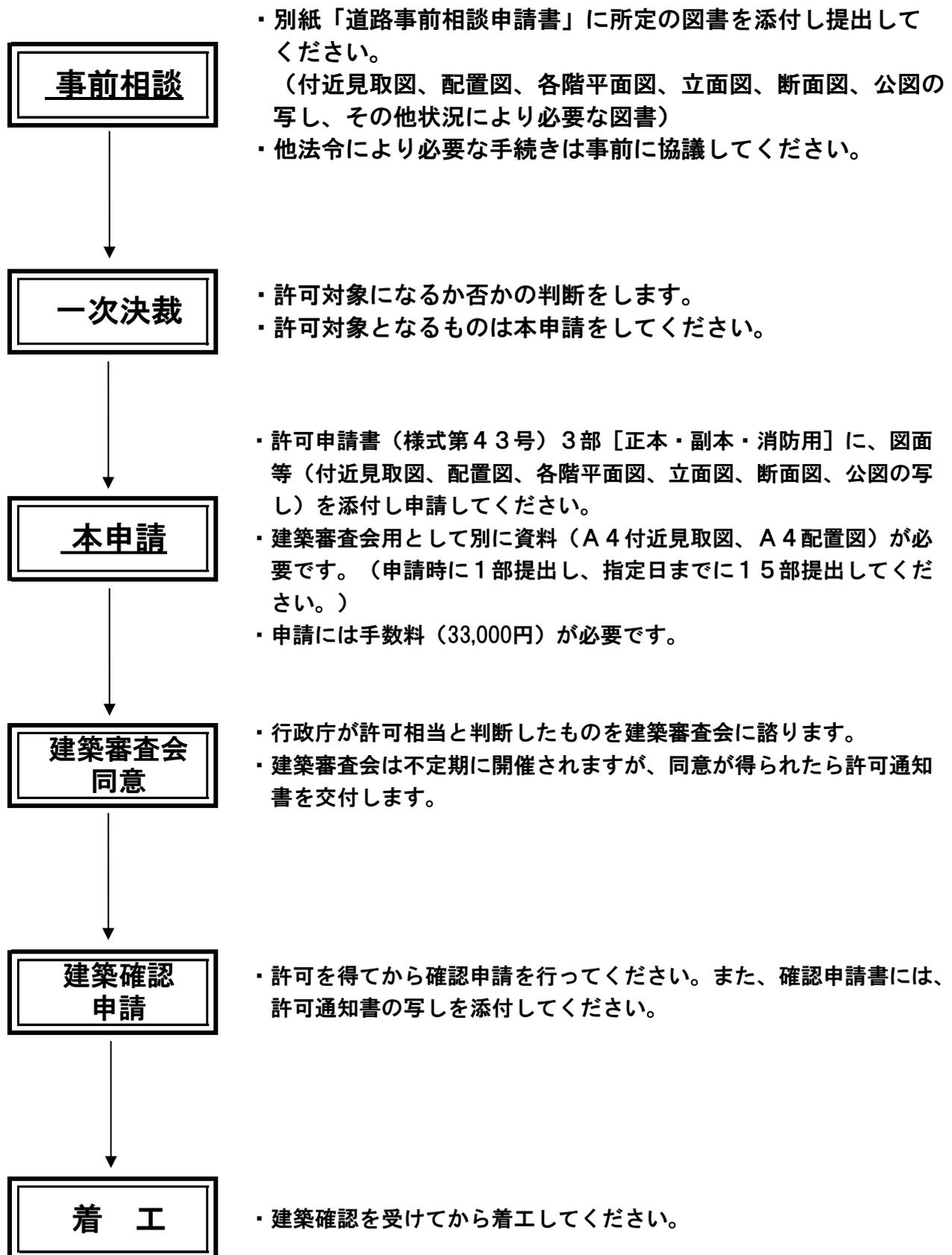
はじめに

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可は、
建築基準法施行規則第10条の3第4項各号の規定に従い、建
築計画の内容、敷地の位置、敷地の周囲の土地の状況・土地利
用の状況及び都市施設の整備の状況等を勘案し、総合的に判断
し運用するものとする。

建築計画の内容等によっては、交通上、安全上、防火上及び
衛生上支障があると認められるときは、所要の制限が付加され
る場合があります。

この手引きの内容をご理解いただき円滑な事務処理ができる
ようご協力ください。

◇ 許可申請手続きの流れ



事前相談

法第43条第2項第2号許可を受けようとする方は、本申請に先立ち事前相談として別紙「道路事前相談申請書」を一部提出してください。

(1) 道路事前相談申請書の提出図書

事前相談には、下記に示す図書をA4版の大きさを左綴りとし提出してください。

1. 道路事前相談申請書 (建築基準法施行規則 様式第43号の下書きを1部添付)
2. 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物
3. 配置図 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置
土地の権利者の住所・氏名
4. 各階平面図 縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁、開口部及び防火戸の位置構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
5. 立面図 (2面以上) 縮尺及び開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
6. 断面図 (2面以上) 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
7. 公図の写し 周辺地を含む関係権利者等記入
8. 線形同意書 私道等の場合は、建築基準法第43条第2項第2号線形同意書(建築指導課で配布)

・狭隘道路要綱に該当する空地は、事前に建築道路相談係と協議してください。

本 申 請

事前相談により許可相当と判断された物件は、本申請をすることができます。
許可申請書を3部提出してください。

(1) 本申請書の提出図書

本申請書には、下記に示す図書をA4版の大きさを左綴りとし提出してください。

1. 許可申請書 建築基準法施行規則 様式第43号を3部（正本・副本・消防用）
※正本・副本には、申請者から代理者への委任状を添付してください。
2. 付近見取図 方位、道路及び目標となる地物
3. 配置図 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地の周囲の空地等の配置、敷地求積図、排水系統
4. 各階平面図 縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁、開口部及び防火戸の位置構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
5. 立面図 縮尺及び開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分以外の外壁及び軒裏の構造
(2面以上)
6. 断面図 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及び庇の出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
(2面以上)
7. 公図の写し 周辺地を含む関係権利者等の住所氏名を記入
8. 線形同意書 私道等の場合は、建築基準法第43条第2項第2号線形同意書（建築指導課で配布）
9. その他 許可の内容に適合することの確認に必要な図書

(2) 建築審査会用資料（A4縦 付近見取図、A4縦 配置図）

※申請時に一部提出し、指定日までに15部提出

案内図 ・ 申請地 朱枠 ・ 空地部分 ピンク塗り、基準法の道路 茶色塗り、消火栓位置から半径120m表示
配置図 ・ 申請地 朱枠 ・ 空地部分 ピンク塗り ・ 下水経路 青色で表示 ・ 雨水経路 水色で表示